

秋田県労働委員会が保有する行政文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則をここに交付する。  
令和八年三月二十七日

### 秋田県規則第一号

秋田県労働委員会が保有する行政文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則  
秋田県労働委員会が保有する行政文書の公開等に関する規則（平成十七年秋田県労働委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

秋田県労働委員会会長 山本隆弘

改正後	改正前
<p>（公開請求書の様式等）</p> <p>2 第二条 略</p> <p>3 秋田県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成十九年秋田県条例第一号）第四条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して条例第九条第一項の公開請求書の提出をする場合には、委員会の定めるところにより、同項各号に掲げる事項に係る情報を委員会に送信してしなければならない。</p>	<p>（公開請求書の様式等）</p> <p>2 第二条 略</p> <p>3 秋田県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十九年秋田県条例第一号）第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して条例第九条第一項の公開請求書の提出をする場合には、委員会の定めるところにより、同項各号に掲げる事項に係る情報を委員会に送信してなければならない。</p>

附 則  
この規則は、令和八年四月一日から施行する。